

甲 3 号証

公表用

建築基準法施行令第 80 条の 3 の技術基準等の運用に係る広島県版取扱

平成 31 年 3 月

広 島 県

(第 2 版 平成 31 年 4 月 3 日公表)

建築基準法施行令第 80 条の 3 の技術基準等の運用に係る広島県版取扱

目次

1 土砂災害防止法による区域指定の内容や指定外力に関すること

- 1－1 レッド区域における構造規制に適合させるにはどのようにしたら良いのか
- 1－2 レッド区域の図面等への復元方法について
- 1－3 基礎調査調書はどこで閲覧できるのか
- 1－4 土砂災害による力の大きさや高さの根拠資料について
- 1－5 (急傾斜) 建築物位置における土砂災害による力の大きさや高さについて
- 1－6 基礎調査調書の横断面図に区域の範囲が示されていないものがある
- 1－7 (土石流) 隣地との間に高低差がある場合の土石流の高さの取り方について
- 1－8 レッド区域であるが明らかに土石等が到達しないと考えられる場合の取扱について
- 1－9 レッド区域に係る制限の適用日について
- 1－10 (土石流) 上流側敷地で対策済の場合の対策の要否について
- 1－11 「読み取り座標」による区域の復元について

2 建築基準法施行令 80 条の 3 の技術基準の運用に関すること

後日公表予定

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/626149_3466803_misc.pdf